

トピックス（１年間の特徴的な動き）

○12のプロジェクトで「親切・丁寧、身近な相談しやすい農政局」へ

○～新たな農政への大転換～「新たな食料・農業・農村基本計画」

○戸別所得補償モデル対策の円滑な実施に向けた取組

○農山漁村の６次産業化の推進に向けた取組

○お米の消費拡大に子ども達も参加

12 のプロジェクトで「親切・丁寧、身近な相談しやすい農政局」へ

利用者のために、中国四国農政局の職員一人ひとりが取り組むプロジェクトを始動

中山間地域が多い中国・四国地域は、農業従事者の減少・高齢化、耕地面積の減少などが全国より早いペースで進んでいます。一方、多様な気象条件や地形条件のもとで多様な農産物の生産や地域住民の活動が展開されています。

このような地域農業、地域の強みを活かし、問題を一つずつ解決していくため、農政局の役割である施策を実施することに加え、農政局の職員一人ひとりが農業者、消費者、地域の人の声を聞き、施策をわかりやすく伝え、一緒に考えるなど利用者の視点に立つことが必要となっています。

そのため、平成 21 年度(2009 年度)から農政局の独自の取組として、利用者の視点に立ち、中国・四国の特性を踏まえた重点課題について、部局横断、県等との連携による現場主義パッケージ化プロジェクトに取り組んでいます。

中国四国農政局独自の現場主義パッケージ化プロジェクトの内容

- 1 現場主義・情報発信プロジェクト
地域の声を直接聞きながら一緒に考える「一日農政局」や「幹部と生産者等との意見交換」を実施
- 2 食と農の出前講座プロジェクト
食の安全や消費の改善、食料・農業の現状や施策について、農政局の職員が現地へ出向き情報提供を実施
- 3 総合戦略による地域の宝発掘プロジェクト
地域の宝を発掘し、付加価値を付けることにより、販売の拡大につなげる取組を、関係機関等との連携のもとに実施
- 4 中国・四国における複雑・多岐な地域水田農業の再生プロジェクト
管内の様々な農業経営と稲作の位置付けに関する調査を行い、水田農業の再生に向けた取組の検討を実施
- 5 中国四国各県の取組に即した農業経営の多様化プロジェクト
管内各県の状況に応じ、現場の声を聞きながら農業の複合化、多様化のあり方の勉強会を実施
- 6 農地・水・環境保全向上対策地区を核とした「地域ぐるみ」の形成プロジェクト
元気な農業の実現や地域の活性化を図るため、地域ぐるみ活動を実現する取組を実施
- 7 各県との連携による中国四国の「要」となる中山間地域等条件不利地対策プロジェクト
同制度について、現場の声や課題を収集し本県に提供するとともに、新制度の普及、浸透、定着に向けた取組を実施
- 8 中国四国における「フードチェーン食品表示信頼性向上プロジェクト」
食品が食卓に届くまでの各段階において食品表示の信頼性の向上を図るため、情報の共有化を含む各種取組を実施
- 9 消費者（食）と生産者（農）の情報交流促進プロジェクト
食の安全を確保するとともに、消費者と生産者の結びつきを強化する取組を実施
- 10 中国四国における各種施策との一体的推進による農地活用・再生プロジェクト
耕作放棄地解消の取組と地域活性化に向けた各種施策を一体的に推進し相乗効果を生む取組を実施
- 11 食と農の結びつきの強化に向けた「食農教育」推進プロジェクト
「食育」の一環としての「食農教育」を推進するため各方面に働きかけを実施
- 12 新たな「帯区画化」（区画整理）の検討による樹園地再生プロジェクト
帯区画化の導入による果樹栽培の大幅な省力化・軽労化

親切・丁寧、身近な相談しやすい農政局

わかりやすく丁寧な説明を行い地域の声を聞き一緒に考える取組を実施

“利用者の視点に立つこと” そのためには、農業者、消費者、地域の人の声を直接聞き、施策をわかりやすく伝え、一緒に考えることが必要となります。農政局では、平成 21 年度(2009 年度)の新たな取組である現場主義・情報発信プロジェクトの一環として、次の取組を実施しました。

1 「一日農政局 in○○」の開催

管内全県（9回）で、農政局幹部職員が地域住民の方々と車座になって、地域の課題の解決策について一緒に考えました。参加者からは「このような機会をどんどん増やしてほしい」、「今後とも農政局との連携を密にしたい」などの意見が出されており、今後もきめ細やかな「一日農政局」に取り組むこととしています。

2 「所属長と現場の方との意見交換」の実施

所属長（局長、次長、局室・部長及び所長）が一年間で 100 人以上の地域リーダーや先駆者の方と意見交換を行い、現場で聞いた貴重な意見を農政局が行う施策等に反映しました。この意見交換で出会った方とは、人とのつながり・ネットワークの形成が図られ大きな成果となりました。

地域の方と一緒に考えた内容と一日農政局の開催地



町興しについて活発な議論を展開
～in 隠岐の島町より～

in 隠岐の島町(6/24)
～町を元気にするための一次産業を核とした町興し～
(鳥取県隠岐の島町)

in 鹿野町(11/24)
～持続的な農業機能の発揮と営農振興について～
(鳥取県鳥取市)

in 広島(7/22)
～お米の新たな需要の開拓～
(広島県東広島市)

in 美作(8/15)
～「食」と「農」の絆を深める「食農教育」～
(岡山県津山市)

in 仁保(11/10)
～中山間地域における農村コミュニティを中心とした地域づくり～
(山口県山口市)

in 三豊市(8/26)
～学校給食における地元農産物の利用促進～
(香川県三豊市)

in 西条(1/27)
～食と農の連携によるブランドづくりについて～
(愛媛県西条市)

in 徳島(10/27)
～青年農業者がリードする徳島農業～
(徳島県徳島市)



地域のブランドづくりを検討
～in 西条より～

in れいほく(2/9)
～れいほく八景・八幡・八恵、畜産等による地域興しについて～
(高知県土佐町)

幅広い視点から提案や助言を受けて中国四国農政局の現場主義は進化します

幅広い視点から提案、助言を受ける「中国四国農政局アドバイザー会合」を平成22年（2010年）3月から行い、プロジェクトの取組について改善・見直し等について助言等を受けることとしています。会合での助言やプロジェクトの取組状況を農政局全職員が共有し、現場に根ざした取組を進めます。

～新たな農政への大転換～「新たな食料・農業・農村基本計画」

新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて積極的に意見交換や情報提供を実施

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされています。

前基本計画は平成17年（2005年）に策定され、概ね5年を迎えることから、平成21年1月27日から、基本法に基づき食料・農業・農村政策審議会及びその下に設けられた企画部会において、基本計画の見直しの検討を行いました。

また、基本計画の見直しに当たって、国民の皆様からの声を十分に反映した計画とするため、国民の皆様からの意見、要望を広く募集するとともに、公開討論会「食べものづくりから日本は元気になる～新たな『食料・農業・農村基本計画』の策定に向けて～」を平成22年（2010年）1月から2月にかけて全国9カ所で開催し、中国・四国農政局管内では、2月20日及び21日に、広島県広島市及び高知県高知市の2カ所で開催しました。

平成22年（2010年）3月30日、政府は、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化などを踏まえ、食料・農業・農村基本法の基本理念を具体化し、農業・農村の再生を図るため、新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定しました。

公開討論会「食べものづくりから日本は元気になる
～新たな『食料・農業・農村基本計画』の策定に向けて～」の様子



場所：広島国際会議場
参加者：約200名



場所：サンピア セリーズ
参加者：約200名

食料・農業・農村基本計画の主な内容

食料自給率の目標

世界の穀物等の需給はひっ迫基調にあり、食料自給率を最大限向上させていくことは必要不可欠であることから、平成32年度（2020年度）の食料自給率目標は、国際情勢、農業の状況、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として、供給熱量ベースで50%（生産額ベースで70%）と設定されました。

この目標を達成するため、生産及び消費の両面において重点的に取り組むべき事項及び克服すべき課題を明確にし、国民に対してわかりやすく情報提供していきます。

食料の安定供給の確保に関する施策

- 1 食の安全と消費者の信頼の確保
- 2 国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化
- 3 食品産業の持続的な発展と新たな展開
- 4 総合的な食料安全保障の確立
- 5 輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応

農業の持続的発展に関する施策

- 1 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理
- 2 農業・農村の6次産業化等による所得の増大
- 3 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
- 4 優良農地の確保と有効利用の促進
- 5 農業災害による損失の補てん
- 6 農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し
- 7 持続可能な農業生産を支える取組の推進

農村の振興に関する施策

- 1 農業・農村の6次産業化
- 2 都市と農村の交流等
- 3 都市及びその周辺の地域における農業の振興
- 4 集落機能の維持と地域資源・環境の保全
- 5 農山漁村活性化ビジョンの策定

横断的な事項に関する施策

- 1 技術・環境政策等の総合的な推進
- 2 「農」を支える多様な連携軸の構築

団体の再編整備等に関する施策

団体（農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）それぞれの本来の役割を適切に果たしていくとの観点から、その機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう、その効率的な再編整備を推進します。

戸別所得補償モデル対策の円滑な実施に向けた取組

我が国の農業・農村は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など危機的な状況にあります。このため、戸別所得補償制度の導入により、意欲のある農業者が水田農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにする必要があります。

平成 23 年（2011 年度）の戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するために、平成 22 年度（2010 年度）に戸別所得補償モデル対策を実施することとなりました。

戸別所得補償モデル対策のねらい

モデル対策のねらいは、我が国の食料自給率向上のために、日本の優れた生産装置である水田を余すことなく活用すること、そして水田農業の「テコ入れ」を行うことにあります。

そのため、自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについてシンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策と水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補填する対策を二つセットで行うものです。

戸別所得補償モデル対策の概要（シンプルでわかりやすい二つの事業）

1 水田利活用自給力向上事業

自給率向上のために水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農の皆さんに、主食用米と同等の所得を確保できる水準を国からの直接支払いにより実施します。

2 米戸別所得補償モデル事業

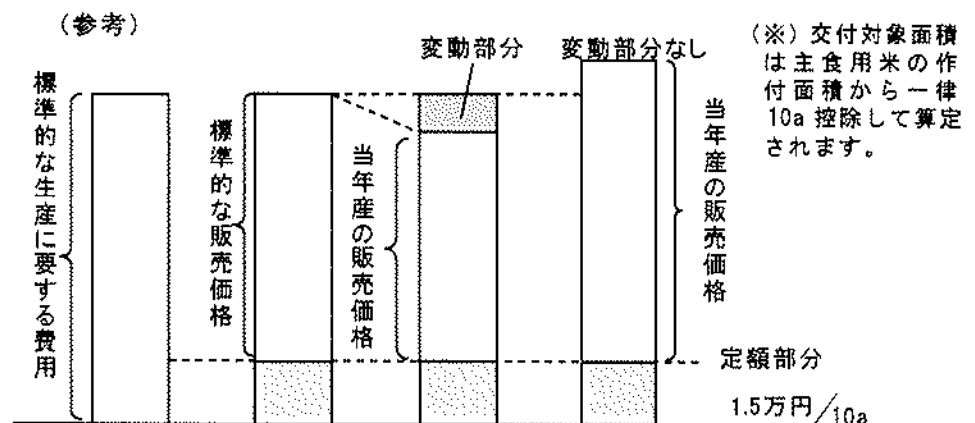
自給率向上のための環境整備を図るために、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対し、国からの直接支払いにより実施します。

生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農の皆さんに対して、主食用米の作付面積 10 アール

当たり 1 万 5 千円を定額交付します。（定額部分）

米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行います。

（変動部分）



戸別所得補償制度に関する窓口を設置

農政局では、制度のスムーズな運営を行うため、平成 21 年（2009 年）10 月 26 日に局長をチーム長とする「中国四国農政局戸別所得補償制度推進準備チーム」を設け、11 月 11 日には戸別所得補償制度に関する窓口として全国に先駆けて専任の職員による「戸別所得補償制度推進準備室」を設置しました。

その後、11 月 30 日にモデル対策の円滑な推進に向けて、準備チームを「中国四国農政局戸別所得補償制度推進チーム」に発展させ、準備室も「戸別所得補償制度推進室」に名称を変更しました。

管内農政事務所においても、本制度に関する情報提供、意見等の把握を行う相談窓口を設置し、関係機関、農業者からの問い合わせや相談に応じています。

農政局ホームページ「中国四国農政局及び管内農政事務所の窓口一覧」
<http://www.maff.go.jp/chushi/iken/kobetuhosyo.html>

戸別所得補償モデル対策に関する農業者等への説明

農政の大転換の第一歩となる戸別所得補償モデル対策について、できる限り多くの農業者に参加していただけるよう、対策の内容について丁寧に説明し、広く周知することが重要です。

平成 22 年（2010 年）1 月 12 日の岡山市でのブロック説明会において、山田農林水産副大臣が、当該対策について説明をし、忌憚のない活発な意見交換が行われました。また、管内各県別の説明会は、郡司農林水産副大臣が出席した鳥取県の 1 月 15 日を皮切りに 2 月 2 日の香川県まで管内全県で本省担当者の出席により開催されました。



中国四国ブロック説明会の様子

その後、各県内の地域水田農業推進協議会等が主催する説明会が開催されており、これに農政局、農政事務所職員が積極的に出席（約 2,500 回）して、農家の皆様に丁寧に説明しました。

さらに、各農政事務所で「水田農家向けパンフレット」等を作成し、地域水田農業推進協議会等を通し、農家等に配布するなど周知活動を積極的に行いました。

農政局、農政事務所の全職員は、戸別所得補償モデル対策についてあらゆる機会を捉え、農家等の方々に丁寧に説明し、一人でも多くの農家が理解して参加していただけるよう取り組んでいます。

戸別所得補償モデル対策の加入申請

農政局、農政事務所（地域水田農業推進協議会経由も含む）では4月1日から6月30日まで加入申請書を受け付けています。

農業者に対する対策への加入促進等を図るために、平成22年4月12日に「中国四国農政局戸別所得補償モデル対策広報チーム」を設置し、各室部のメールマガジンへの掲載、名刺へのロゴマーク等の記載、関係機関のホームページ掲載等様々な広報活動を行っています。

また、農林水産省では政務三役が先頭に立ち、職員が一丸となって対策の周知・加入促進活動を行う「あぜ道キャラバン」を実施し、全国に先駆けて舟山農林水産大臣政務官が5月17日に岡山県を訪問して推進活動を行いました。

中国四国農政局でも6月末まで局幹部による「あぜ道キャラバン」を実施し、生産現場で農家や地域水田協議会の方々等と意見交換を行っています。



舟山政務官による車座対話の様子

さらに、5月末までの加入状況を踏まえ、農政局長からの加入依頼文と申請書をダイレクトメールで送付、戸別訪問を行うなどの働きかけを、地域協議会と連携して実施しています。

新規需要米（米粉用・飼料用・WCS用稲）の取組

自給率向上のためには、水田において、麦、大豆等国内生産の少ない作物を生産することが重要であるとともに、バランスのとれた生産振興が必要です。

こうしたなか、水田利活用自給力向上事業における新規需要米については、実需の掘り起こし、生産者と実需者のマッチング等が重要であり、農政局では、相談窓口の設置、新規需要米に関するシンポジウムの開催等を行っています。

1 新規需要米（米粉用・飼料米・WCS用稲）に関する相談窓口の設置

農政局では、米粉用新規需要米の生産や米粉の利用についての相談窓口を平成22年（2010年）3月19日に開設しました。

また、飼料用米・WCS用稲¹の生産者と畜産農家とのマッチングのための相談窓口を平成22年（2010年）3月5日に設置し、生産者、畜産農家からの問い合わせや相談に応じています。

農政局ホームページ「米粉相談窓口一覧」

http://www.maff.go.jp/chushi/syokuryou/kome/komeko/komeko_toiawase.html

¹ WCS（Whole Crop Silage）：稲発酵粗飼料

農政局ホームページ「飼料用米・WCS用稲のマッチングに関する相談窓口一覧」
<http://www.maff.go.jp/chushi/iken/siryoku-matching.html>

2 新規需要米（飼料用米、WCS用稲）に関するシンポジウムの開催

平成22年（2010年）3月16日に岡山市において、山田農林水産副大臣の出席のもと、畜産農家、新規需要米生産希望農家、消費者、流通業者等282名が参加しシンポジウムを開催しました。

山形大学吉田農学部教授（エコ部門長）の「食料自給率向上に向けた水田農業と畜産の連携について」の基調講演の後、新規需要米を利用した取組み事例の発表、「新規需用米に期待する！」をテーマに生産者関係、消費者関係、行政関係者等によるパネルディスカッションを行いました。

3 新規需用米に関する地域の動き

（1）島根県における飼料用米の生産拡大

島根県では、平成21年（2009年）4月に「島根県飼料米推進協議会」を設立して、飼料用米の生産拡大と流通体制の構築に取り組んでおり、平成21年度（2009年度）は425tが生産され、県内3戸の養鶏農家（採卵鶏）に供給しました。

平成22年度（2010年度）は、養鶏農家から約5,000tの要望が寄せられていることから、水田利活用自給力向上事業を活用して一層の飼料用米の生産拡大を推進することとしています。

（2）岡山県で学校給食に「米粉パン」を導入

（財）岡山県学校給食会は、県内25市町村の小学校及び中学校（約580校）において、平成22年（2010年）4月から、給食用標準パンの全てを米粉パンにする取組（週1回程度）を始めました。提供される標準パンには米粉が20%加えられます。

なお、この取組には、岡山県内で生産されるお米が年間約100t程度使用される予定です。

（3）岡山県吉備中央町における米粉用米の生産拡大

吉備中央町では、米粉パンの製造・販売会社と連携して米粉原料用米を供給するとともに、同町内に原料玄米貯蔵施設、米粉製粉施設、冷凍生地製造施設及び製パン施設を一体的に整備して、米粉用米の生産拡大に取り組んでおり、平成21年産（2009年産）の米粉用米5t（7戸、1ha）を連携会社に供給する予定です。

平成22年度（2010年度）は、223t（30戸、42ha）の生産を目標に取り組むこととしており、平成25年度（2013年度）には、214ha、1,137tの生産を目標としています。

農山漁村の6次産業化の推進に向けた取組

中国四国農政局に6次産業化予算に関する相談受付窓口を設置

農業・農村の活力が低下し地域の維持・存続も危ぶまれているなか、農業や農村の再生・活性化を図るためには、農林水産物等をはじめ農村に存在する資源を有効に活用し、農業サイドによる生産・加工・販売の一体化、第1次産業としての農業と第2次産業としての製造業、第3次産業としての小売業等の事業との融合による地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促し、農山漁村の活性化に寄与する「農山漁村の6次産業化」を推進していくことが重要となっています。

このようななか、平成22年（2010年）3月には農林漁業者等の「農林漁業経営の改善」を目的とする「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案（6次産業化法案）」が閣議決定され、国会にて審議（5月末現在）されているところです。

また、平成22年（2010年）3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」においても、生産・加工・販売の一体化、産地の戦略的取組の推進、輸出促進、生産資材費の縮減等を体系的に実施することにより、農山漁村の6次産業化を推進し、農業者の所得を増大させ、若者や子どもも農村に定住できる地域社会を実現するための施策を行うこととしています。

農林水産省では、「農山漁村の6次産業化」を推進するため、平成22年度（2010年度）から「未来を切り拓く6次産業創出総合対策（以下「6次産業化予算」という。）」を創設し、農林水産業・農山漁村の有する「資源」を活用した地域ビジネスの展開等を支援し、農林水産業の成長産業化、食品産業の高度化、新産業の創出を図ることとしています。

農政局においても、食品関連事業者、農林漁業者等（事業者等）から事業内容や事業申請手続きなどについての問い合わせに対応するため、平成22年（2010年）3月に6次産業化予算について相談受付窓口を設置し、食品関連事業者、農林漁業者等への情報提供や相談対応を一元的に行っています。

お米の消費拡大に子ども達も参加

農政局、農政事務所では、食料自給率の向上に向けた取組の一つとして、米の消費拡大を目的とした朝食欠食の改善や米飯学校給食の推進、米の新用途の需要拡大を目的とした米粉食品の普及拡大の取組などを展開しており、これらの取組には次世代を担う子ども達も参加しています。

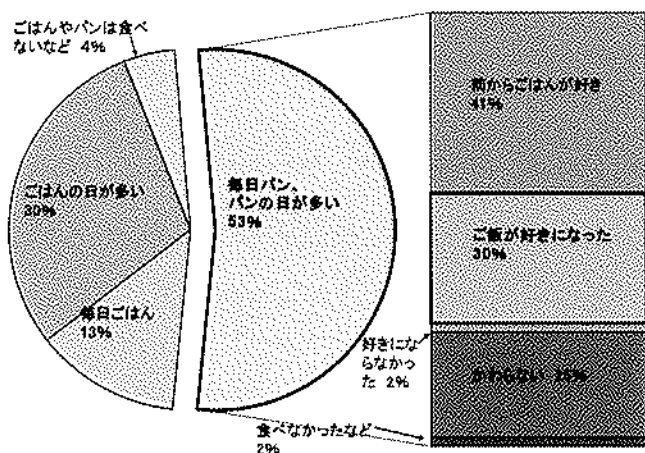
子ども達の笑顔があふれ体育館全体が一つの「食卓」に

農政局と広島農政事務所は、食料自給率を上げるための試みとして、広島県内の小学校で平成22年（2010年）1月12日～15日の期間に毎朝、児童全員に始業前の早朝に体育館に集まって、おにぎりや味噌汁を食べてもらう取組を行いました。自主参加でしたが参加率は約9割となり、熱心な子ども達ばかりでした。

おにぎりや味噌汁をもらった子ども達は、それぞれに小さなグループになって楽しそうにおにぎりをほおぼっていました。当日は、体育館全体が一つの「食卓」のようでした。

また、参加した子ども達は普段朝食でパンを食べていることが多いようですが、今回おにぎりを食べたことでご飯が好きになった子どもが増えたようです。

参加した児童のアンケート結果（抜粋）



資料：中国四国農政局調べ
注：アンケートは258名が回答



にぎやかな食卓

「食事はとっても大切なこと」を話し合う家庭が増加

同小学校の6年生とその保護者に、食事の大切さや食料自給率の現状を説明する特別授業を行いました。

授業の後のアンケートでは、大半の参加者は家庭に帰り、家族みんなで食べ物大切さなどについて話し合っていたと回答していました。



真剣なまなざしで聞いています

米粉食品を若い世代に積極的にアピール

国内産米の消費が減少し、粒のごはんから米を粉にした米粉を新たな食材として活用する動きが取り組まれ、今まで小麦粉でしか作れなかったパンやケーキ、麺類などの食品が開発されています。

農政局、農政事務所では、米粉の更なる普及・推進を図ろうと、消費者の方々に身近に米粉食品を利用して頂く取り組みとして、若い世代を対象にした米粉パン・ケーキ等の実技講習会などを行っています。

【P90～92 参照】



お父さんに愛情いっぱい手作りのロールケーキをプレゼントしました

米粉を使っていろいろ作りました（農政局、農政事務所が行った主な普及活動）

○米粉で作るロールケーキ教室～父の日に愛情いっぱい手作りロールケーキのプレゼント～
（平成21年（2009年）6月）

岡山県内の小学生の親子がお父さんに感謝を込めて、愛情いっぱい米粉ロールケーキ作りを行いました。

○親子米粉料理教室「米粉で朝ごはん！」（平成21年（2009年）6月、10月）

島根県内の幼稚園児と小学生の親子が米粉を使った朝ごはん作りを通じて親子のコミュニケーションを図りました。

○米粉で作るカステラロールケーキ教室～敬老の日に手作りケーキのプレゼント～
（平成21年（2009年）9月）

岡山県内の小学生の親子が米粉カステラロールケーキ作りを行いました。

○岡山県内の高校生が米粉パン作りに挑戦 ～若い世代への普及に向けて！！～
（平成21年（2009年）6月、10月）

岡山県内の高校生が米粉について学び米粉パン作りの実習体験を行いました。

○米粉パン作り教室（平成21年（2009年）12月）

島根県内の高校生が米粉パン作りに挑戦しました。

○こめ・粉・おむすび料理教室（平成22年（2010年）1月）

徳島県内の小学生の親子がおむすび作りや米粉を使った料理作りを行いました。

○米粉料理教室（平成22年（2010年）2月）

島根県内の高校生が米粉でパン、ケーキ、クリームシチューを作り試食を行いました。

■コラム 米のトレーサビリティ制度が始まります

この制度は大きく2つの内容があり、米穀等を取引したときなどにその内容について記録を作成・保存すること、もう一つは、消費者が産地情報を入手できるように米穀等を取引する際にその米穀自体や原料に用いられている米穀の産地を相手に伝達することです。また、行政機関による確認のための点検も行われます。なお、取引等の記録の作成、保存（トレーサビリティ）については、平成22年（2010年）10月1日から、産地情報の伝達については平成23年（2011年）7月1日から始まります。【P83 参照】

